

後発医薬品利用差額通知の実施について

1 趣旨

- ① 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効能・効果、用法・用量が原則的に同一である医薬品をいい、先発医薬品に比べて薬価が安いことから、普及により患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものと期待されます。
- ② 国全体の取り組みとしても、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、「後発医薬品推進のロードマップを作成し、総合的な推進を図る」こととされており、平成 25 年 4 月にロードマップが定められました。
※ ロードマップの中では、保険者の取組として差額通知の効果が大きいことからその推進を図ることが求められています。
- ③ 処方された医薬品を後発医薬品に切り替えた場合に、どのくらい薬代の自己負担額が軽減されるか試算した「利用差額通知」を被保険者に送付することにより、後発医薬品の利用を推進します。

2 本市国民健康保険における実施内容

通知概要：35 歳以上の被保険者について、ある月に調剤された特定の薬剤を後発医薬品に切り替えた場合の差額が 300 円以上となる場合に通知を行います。

対象薬剤：慢性疾患等に係る医薬品（①強心剤、②血圧降下剤、③血管拡張剤、④高脂血症用剤、⑤副腎ホルモン剤、⑥鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤、⑦糖尿病用剤）で、投与期間が 14 日以上のもの

通知回数：年 2 回

3 今後の日程

システム開発等を進め、平成 25 年 10 月に第 1 回目の実施を予定しています。